令和３年における入管法違反事件について

１　入管法違反事件

（１）概況〔別表１〕

令和３年中に、全国の地方出入国在留管理官署が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は１万８，０１２人で、令和２年と比較して２，１３７人増加した。

（注）出国命令手続とは、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、収容しないまま簡易な手続により出国させる制度である。

違反事由別 入管法違反事件の推移

年 違反事由	令和元年	令和２年	令 和 ３ 年
総　　数	１９，３８６	１５，８７５	１８，０１２
不 法 入 国	３４９	２２５	１８２
不 法 上 陸	１３４	５６	５０
資 格 外 活 動	２５５	９６	３７
不 法 残 留 （うち出国命令）	１７，６２７ （８，７１３）	１４，４６５ （６，８７４）	１６，６３８ （４，３６５）
刑罰法令違反	４４８	５０４	５７４
そ の 他	５７３	５２９	５３１

（注１）表中の令和元年には平成３１年１月から同年４月までを含む（以下同じ）。
（注２）違反事由が２以上ある場合は、主たる違反事由による。

（２）摘発箇所

全国の地方出入国在留管理官署が実施した摘発の箇所数は１６７か所で、新型コロナウイルス感染症の流行が依然として続いた影響等により、令和２年と比較して１９４か所減少した。

摘発箇所数の推移

年 摘発先別	令和元年	令和２年	令和３年
総　　数	１，５３６	３６１	１６７
稼 働 先	２２８	６９	３０
居　　宅	８９４	１８９	１０５
その他（路上等）	４１４	１０３	３２

（３）国籍・地域別

退去強制手続等を執った外国人の国籍・地域は、９３か国・地域であり、ベトナムが９，６６８人と最も多く、入管法違反者全体の５３．７パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、中国（「香港・その他」を除く。以下同じ。）、タイ、フィリピン、インドネシアの順となっており、これら５か国で全体の８４．３パーセントを占めた。

国籍・地域別 入管法違反事件の推移

年 国籍・地域別	令和元年	令和２年	令和３年
総数	１９，３８６ （１３，１５２）	１５，８７５ （１１，１８８）	１８，０１２ （１２，９７９）
ベトナム	６，５４９ （４，９２４）	６，２８６ （４，７７７）	９，６６８ （７，２８８）
中国	４，２５６ （２，８４０）	３，１２７ （２，１６１）	２，９１５ （２，０５５）
タイ	２，２９５ （１，１１０）	１，４１０ （６８７）	１，０６４ （５３６）
フィリピン	１，５６６ （７２０）	１，２２５ （５６５）	８０４ （３９３）
インドネシア	１，２４６ （９７７）	１，０５９ （８６７）	７２８ （５８５）
ネパール	５９８ （４３５）	４９０ （３６１）	４９９ （３５７）
トルコ	２７１ （２２０）	２３７ （２１０）	４０８ （２８３）
スリランカ	２９６ （２５１）	１７０ （１４６）	２７４ （２３０）
ブラジル	２８５ （２００）	３１６ （２５３）	２１６ （１７７）
韓国	３２４ （１５９）	２４２ （１３３）	２１０ （９２）
その他	１，７００ （１，３１６）	１，３１３ （１，０２８）	１，２２６ （９８３）

（注１）　（　）内は、男性で内数である。
（注２）　国籍・地域別順位は、令和３年を基準としたものである。

（４）在留資格別〔別表２〕

在留資格別では、最終在留資格が「技能実習」であった者が６，１６５人と最も多く、次いで「短期滞在」、「特定活動」、「留学」、「定住者」の順となっており、これら５つの在留資格で入管法違反者全体の８８．１パーセントを占めた。

在留資格別 入管法違反事件の推移

年 在留資格別	令和元年	令和２年	令和３年
総数	１９，３８６ （１３，１５２）	１５，８７５ （１１，１８８）	１８，０１２ （１２，９７９）
技能実習	４，６５１ （３，３２８）	４，２７９ （３，１６５）	６，１６５ （４，５１３）
短期滞在	６，３６７ （３，８４５）	４，６３５ （２，８８８）	３，８７９ （２，４７８）
特定活動	３，２３８ （２，３６９）	２，４６０ （１，８６７）	３，０４７ （２，２３３）
留学	２，５９４ （２，０９０）	２，１０９ （１，６９０）	２，４９６ （２，０５６）
定住者	４２５ （２５９）	４３５ （３１２）	２８７ （２２２）
その他	２，１１１ （１，２６１）	１，９５７ （１，２６６）	２，１３８ （１，４７７）

（注１）　（　）内は、男性で内数である。
（注２）　在留資格は、入管法違反者の最終の在留資格である。

（注３）　「技能実習」は、「技能実習１号イ」、「技能実習１号ロ」、「技能実習２号イ」、「技能実習２号ロ」、「技能実習３号イ」及び「技能実習３号ロ」を合算したものである。
（注４）　在留資格別順位は、令和３年を基準としたものである。

２　不法就労事件

（１）概況〔別表３〕

退去強制手続等を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は１万３，２５５人で、入管法違反者全体の７３．６パーセントを占めた。

国籍・地域別 不法就労事件の推移

年 国籍・地域別	令和元年	令和２年	令和３年
総数	１２，８１６ （８，９０３）	１０，９９３ （７，９２３）	１３，２５５ （９，６３４）
ベトナム	４，９４１ （３，７６６）	４，９４３ （３，８０１）	７，８４５ （５，８９３）
中国	３，１５５ （２，１８８）	２，３６１ （１，６９３）	２，４２５ （１，７４５）
タイ	２，０４７ （１，０３５）	１，２５４ （６３１）	９７５ （５１３）
インドネシア	１，０１４ （８２７）	９３３ （７８０）	６７８ （５５５）
フィリピン	７６４ （３９８）	６４９ （３３１）	４８０ （２６４）
ネパール	１１１ （９２）	１６２ （１２６）	１７６ （１３８）
韓国	１６３ （７６）	１０９ （５６）	１１８ （４２）
スリランカ	８７ （８１）	７１ （６５）	９８ （９６）
モンゴル	９１ （６１）	６５ （５３）	９０ （６３）
ウズベキスタン	６５ （６４）	９０ （８９）	６８ （６８）
その他	３７８ （３１５）	３５６ （２９８）	３０２ （２５７）

（注１）　（　）内は、男性で内数である。
（注２）　国籍・地域別順位は、令和３年を基準としたものである。

（２）不法就労者の特徴

ア　国籍・地域

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心に４４か国・地域であり、ベトナムが７，８４５人と最も多く、不法就労者全体の５９．２パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、中国、タイ、インドネシア、フィリピンの順となっており、これら５か国で全体の９３．６パーセントを占めた。

イ　性別・年齢〔別表４〕

男女別では、男性が９，６３４人で不法就労者全体の７２．７パーセント、女性が３，６２１人で同２７．３パーセントを占めた。

年齢別では、２０歳代が６，２１８人と最も多く、不法就労者全体の４６．９パーセントを占め、次いで３０歳代が４，９３０人で同３７．２パーセント、４０歳代

が１，４３９人で同１０．９パーセントを占めた。

ウ　就労期間〔別表５、６〕

就労期間別では、６月超１年以下の者が３，７０５人で不法就労者全体の２８．０パーセントを占め、次いで、１年超２年以下の者が３，３８６人で同２５．５パーセントを占めた。

エ　稼働場所（都道府県）〔別表７〕

稼働場所（都道府県）別では、千葉県の２，０６４人を最多に、関東地区１都６県（東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県及び栃木県）で９，４３８人となり、同地区が不法就労者全体の７１．２パーセントを占め、次いで、中部地区９県（愛知県、静岡県、岐阜県、長野県、富山県、山梨県、福井県、新潟県及び石川県）で１，９２４人となり、不法就労者全体の１４．５パーセントを占め、これら２つの地区で不法就労者全体の８５．７パーセントを占めた。

また、４７都道府県すべてで不法就労者の稼働が確認された。

オ　就労内容〔別表８〕

就労内容別では、男性は「建設作業者」が３，２６５人と最も多く、次いで「農業従事者」が１，９００人、「工員」が１，６７２人の順となった。

女性は「農業従事者」が１，２５４人と最も多く、次いで「工員」が８５９人、「飲食関連以外のサービス業従事者」が３３９人の順となった。

カ　就労内容別の稼働場所（都道府県）〔別表９〕

稼働場所上位の都府県における就労内容の特徴として、茨城県は農業従事者の割合が他の地域よりも高く、同県の不法就労者の６６．８パーセントに当たる１，３１７人が農業従事者であった。

また、埼玉県や群馬県では工員の割合が高いなど、地域によって、不法就労者の就労内容の特徴に違いが認められる一方で、多くの都道府県で、建設作業者が一定の割合を占めており、これは近年、全国的に建設業界の人手不足が深刻化している実情が、不法就労者の就労内容にも反映されていることがうかがえた。

キ　国籍・地域別の稼働場所（都道府県）〔別表１０〕

稼働場所上位の都府県における国籍・地域別の特徴として、どの都府県においても、ベトナムが一定の割合を占めており、特定の地域に集中することなく、分散する一方、中国は関東地区に、タイは関東地区の中でも千葉県及び茨城県に多く確認された。

ク　報酬（日額）〔別表１１、１２〕

報酬日額（月給、時給等については日額に換算したもの。）別では、「５千円超７千円以下」が6，４７６人と最も多く、次いで「３千円超５千円以下」が2，９３９人、「７千円超１万円以下」が２，５６１人の順となった。

３　被送還者

（１）概況

令和３年中に、全国の地方出入国在留管理官署が退去強制した外国人は４，１２２

人で、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことなどにより、令和２年と比較して１，３２８人減少した。

（２）国籍・地域別

退去強制した外国人の国籍・地域は６０か国・地域であり、ベトナムが１，７８１人と最も多く、被送還者全体の４３．２パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、中国、タイ、フィリピン、インドネシアの順となっており、これら５か国で全体の７８．７パーセントを占めた。

国籍・地域別 被送還者の推移

年 国籍・地域別	令和元年	令和２年	令和３年
総数	９，５９７ （７，１８９）	５，４５０ （４，１８１）	４，１２２ （３，２６４）
ベトナム	３，１８５ （２，５５０）	２，２０６ （１，８０３）	１，７８１ （１，５１０）
中国	１，９９８ （１，５０９）	９８０ （７６６）	８３２ （６４４）
タイ	１，００３ （５２９）	３８２ （１９４）	２２４ （１２７）
フィリピン	７３７ （４１９）	３８２ （１９８）	２１４ （１２８）
インドネシア	６３９ （５１８）	２９５ （２３２）	１９１ （１５８）
ネパール	２７５ （２２０）	１９７ （１５７）	１７０ （１２３）
スリランカ	２１２ （１９０）	１４１ （１３１）	１０３ （９１）
トルコ	１９５ （１６２）	１１１ （９０）	８７ （５８）
韓国	１６２ （９１）	１０６ （６５）	８２ （４７）
ブラジル	１３３ （１２１）	７２ （６３）	４８ （４５）
その他	１，０５８ （８８０）	５７８ （４８２）	３９０ （３３３）

（注１）　（　）内は、男性で内数である。

（注２）　国籍・地域別順位は、令和３年を基準としたものである。

４　被退令仮放免者

（１）概況

仮放免は、健康上の理由で治療が必要な場合、あるいは難民認定申請や行政訴訟の提起等の事情により速やかな送還の見込みが立たないような場合など人道上の配慮が必要と判断される者に対して、就労の禁止や行動範囲の制限などの条件を付して認めるものである。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合に備え、収容施設の収容余力を確保する観点から、仮放免を認めることがある。

令和３年末現在、退去強制令書の発付を受けた後に仮放免されている者（以下「被退令仮放免者」という。）は４，１７４人で、令和２年末と比較して１，１１３人増加した。

（２）国籍・地域別

被退令仮放免者の国籍・地域は７６か国・地域であり、ベトナムが５３５人と最も多く、被退令仮放免者全体の１２．８パーセントを占めた。

また、ベトナムに次いで、中国、トルコ、フィリピン、タイの順となっており、これら上位５か国で全体の５２．６パーセントを占めた。

国籍・地域別 被退令仮放免者の推移

年 国籍・地域別	令和元年	令和２年	令和３年
総数	２，２１７ （１，６６１）	３，０６１ （２，４１２）	４，１７４ （３，３５８）
ベトナム	５０ （２４）	４０６ （３２７）	５３５ （４６１）
中国	９５ （４０）	２０９ （１４３）	４８８ （３７８）
トルコ	３９５ （２９７）	４２０ （３３１）	４５８ （３６５）
フィリピン	２１０ （７６）	２２８ （１０５）	３６３ （２１４）
タイ	３０ （７）	５８ （２０）	３５３ （２０７）
イラン	２２６ （２１９）	２５６ （２４９）	２７６ （２６９）
スリランカ	２１５ （１９７）	１９５ （１７２）	２３７ （２１６）
パキスタン	１１８ （１１７）	１４６ （１４４）	１５６ （１５４）
ナイジェリア	１１３ （１０４）	１４６ （１３７）	１５５ （１４７）
ブラジル	７３ （６６）	１０９ （９９）	１２５ （１１５）
その他	６９２ （５１４）	８８８ （６８５）	１，０２８ （８３２）

（注１）　（　）内は、男性で内数である。

（注２）　国籍・地域別順位は、令和３年末現在を基準としたものである。

別　表　目　次

１　入管法違反事件の推移
２　在留資格別・入管法違反事件の推移
３　不法就労者数の推移
４　不法就労者の年齢別構成
５　不法就労者の就労期間別構成
６　不法就労者の就労期間別推移
７　不法就労者の稼働場所別構成
８　不法就労者の就労内容別構成
９　不法就労者の就労内容別の稼働場所構成
１０　不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成
１１　不法就労者の報酬（日額）別構成
１２　不法就労者の報酬（日額）別推移

注）別表における構成比（％）は表示桁数未満を四捨五入しているため、合計が１００．０％とならない場合があります。

別表１　入管法違反事件の推移

単位（人）

年 違反事由	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総　数	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
不法入国	577	409	349	225	182
不法上陸	151	140	134	56	50
資格外活動	648	476	255	96	37
不法残留 （うち出国命令）	11,502 (4,410)	14,353 (6,245)	17,627 (8,713)	14,465 (6,874)	16,638 (4,365)
刑罰法令違反	470	460	448	504	574
その他	338	431	573	529	531

不法就労者	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255

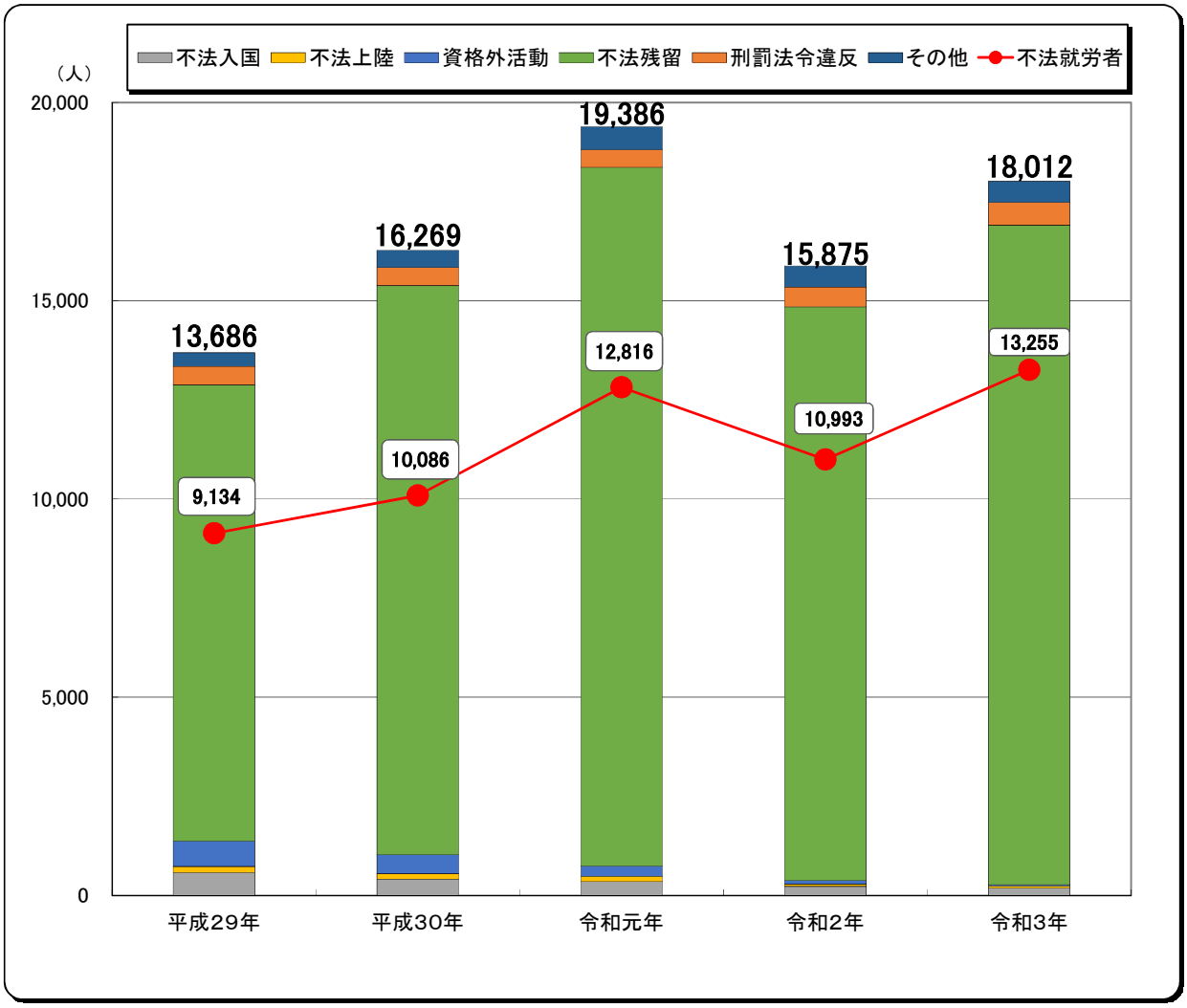

別表２　在留資格別・入管法違反事件の推移

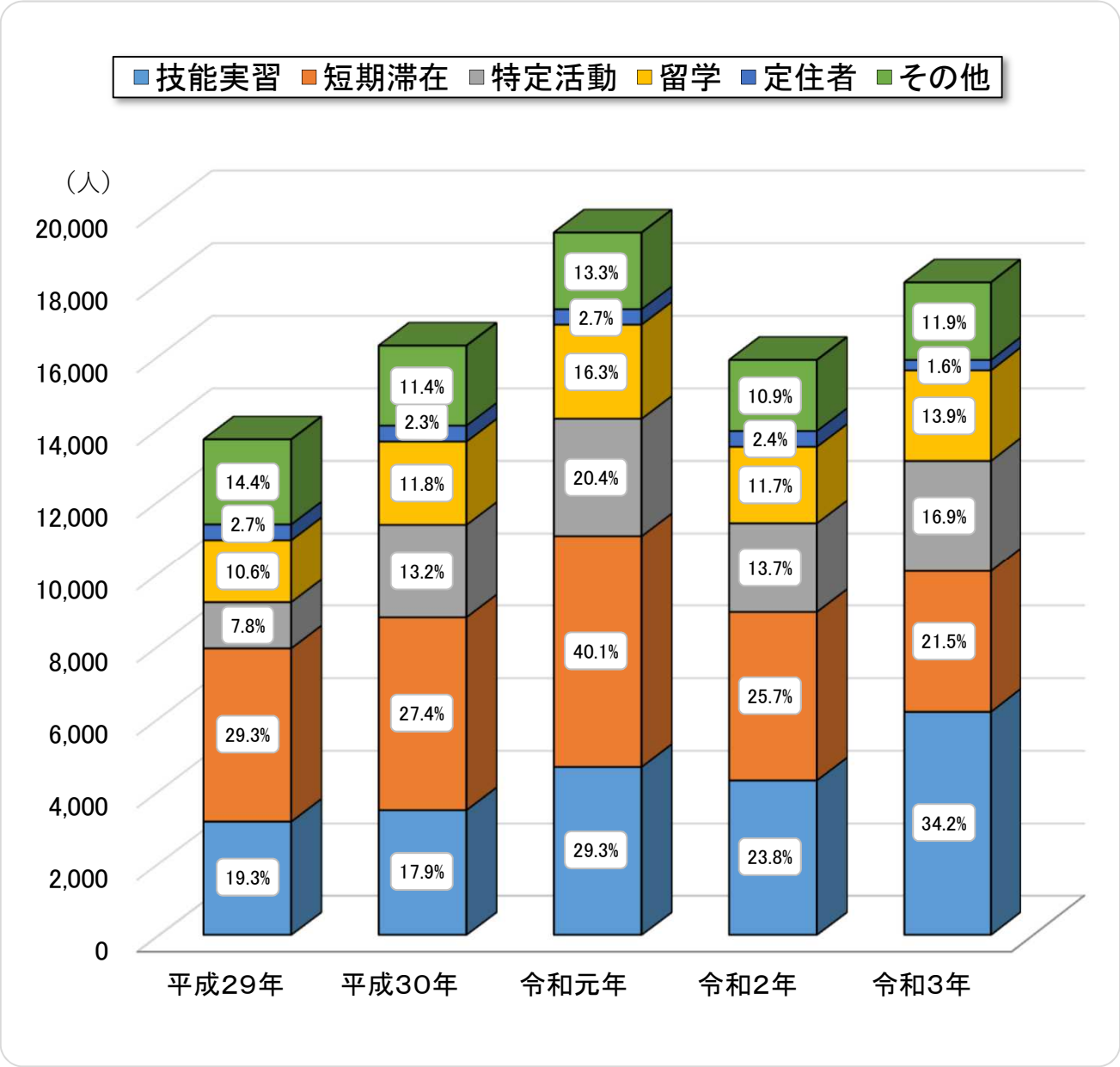

単位（人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
技能実習	3,146	3,461	4,651	4,279	6,165
短期滞在	4,766	5,304	6,367	4,635	3,879
特定活動	1,270	2,566	3,238	2,460	3,047
留学	1,724	2,294	2,594	2,109	2,496
定住者	438	440	425	435	287
その他	2,342	2,204	2,111	1,957	2,138

別表３　不法就労者数の推移

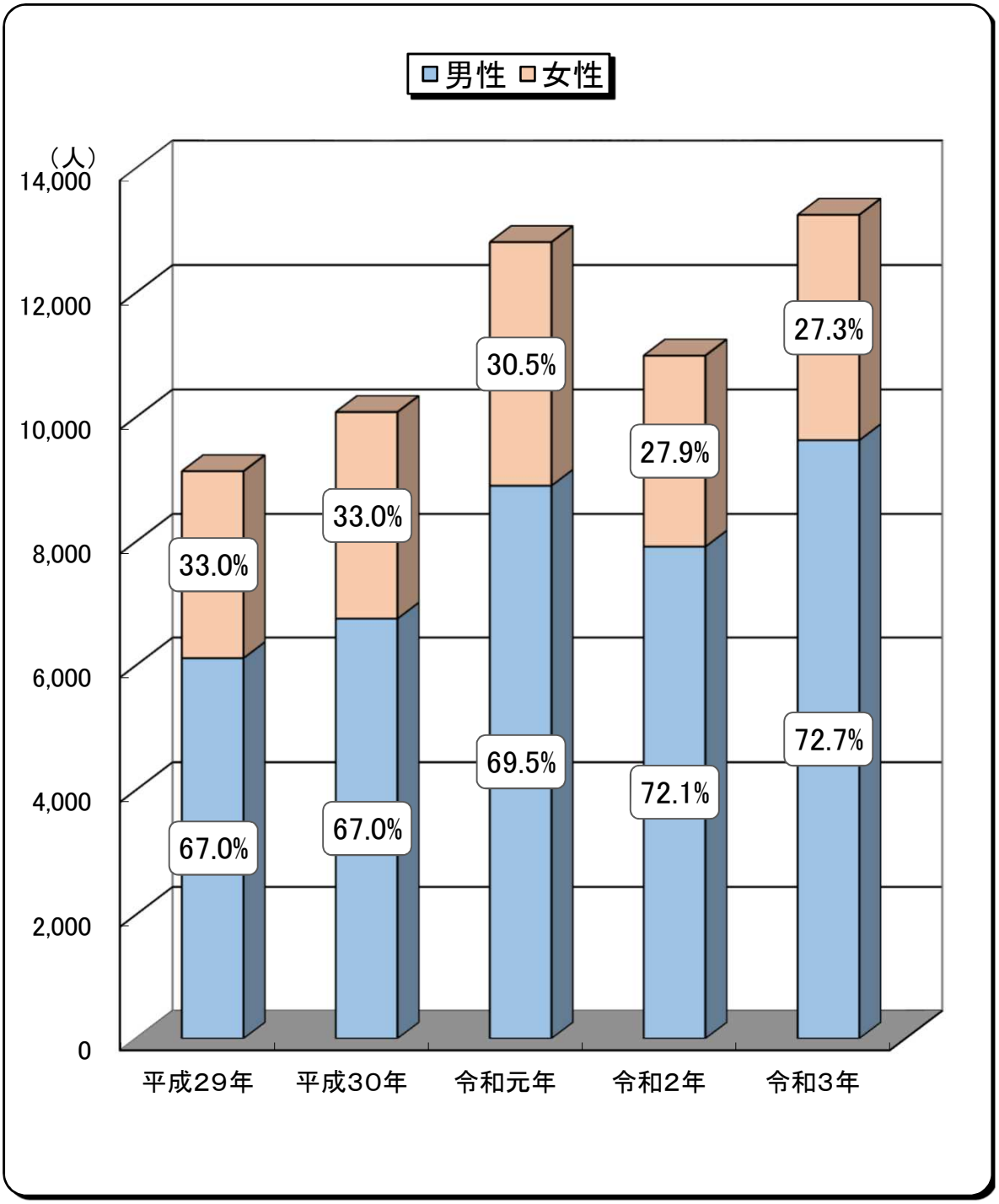

単位（人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	9,134	10,086	12,816	10,993	13,255
男性	6,120	6,754	8,903	7,923	9,634
女性	3,014	3,332	3,913	3,070	3,621

別表４　不法就労者の年齢別構成

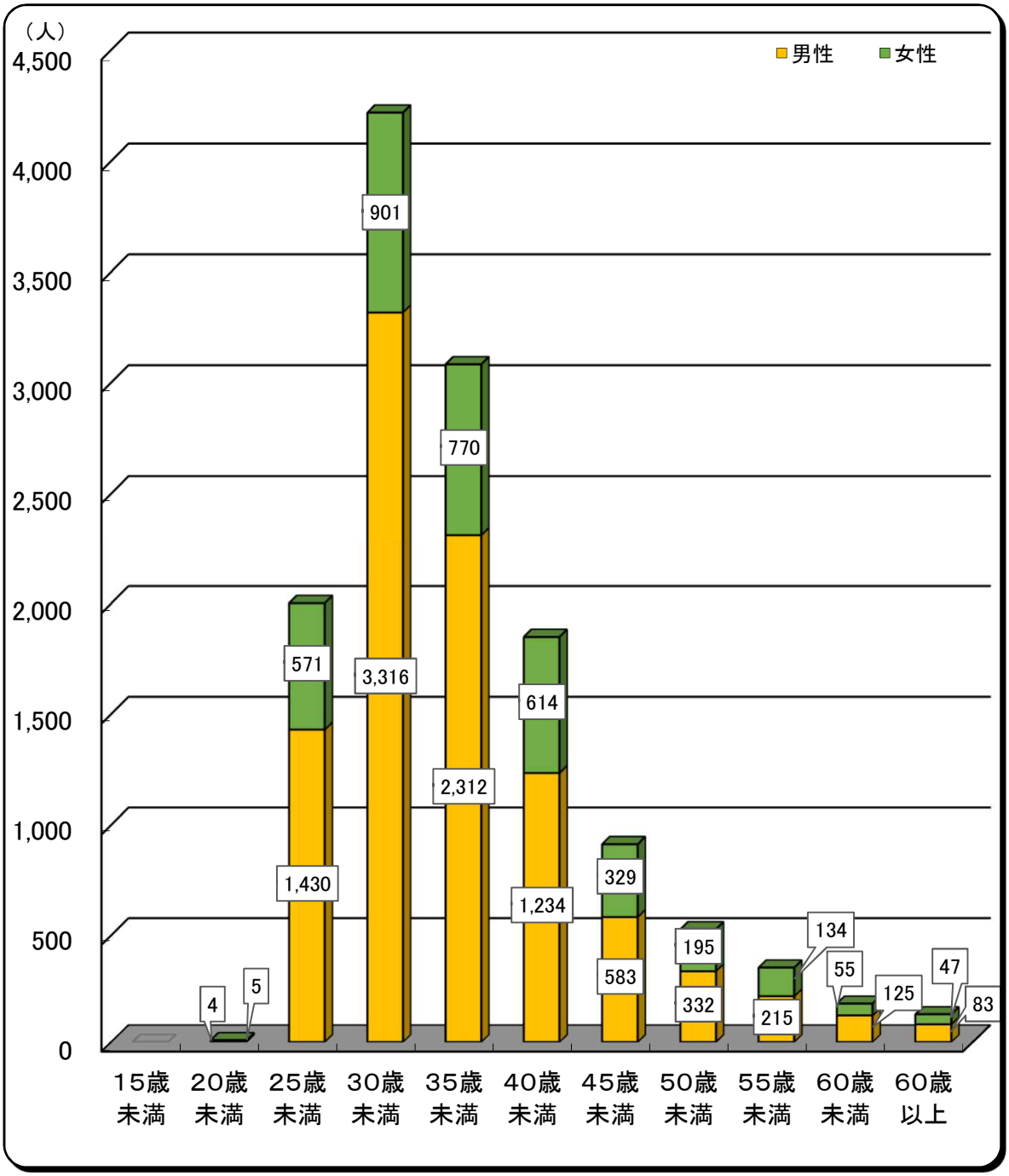

単位（人）

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上
総数	0	9	2,001	4,217	3,082	1,848	912	527	349	180	130
男性	0	4	1,430	3,316	2,312	1,234	583	332	215	125	83
女性	0	5	571	901	770	614	329	195	134	55	47

別表５　不法就労者の就労期間別構成

単位（人）

	６月以下	１年以下	２年以下	３年以下	５年以下	５年超え	不詳	合計
総数	3,264	3,705	3,386	1,302	822	655	121	13,255
男性	2,373	2,702	2,456	939	620	459	85	9,634
女性	891	1,003	930	363	202	196	36	3,621

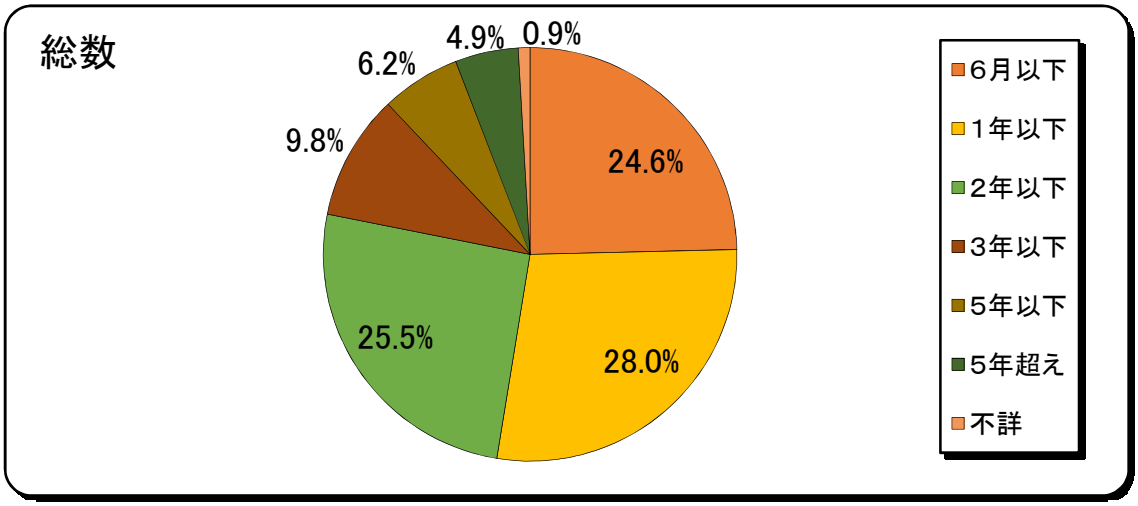

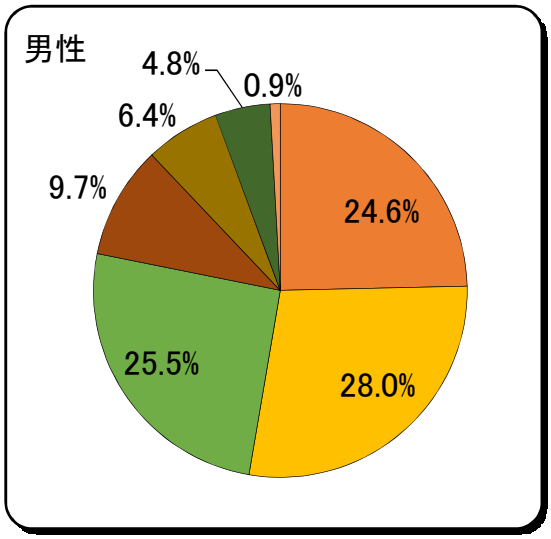

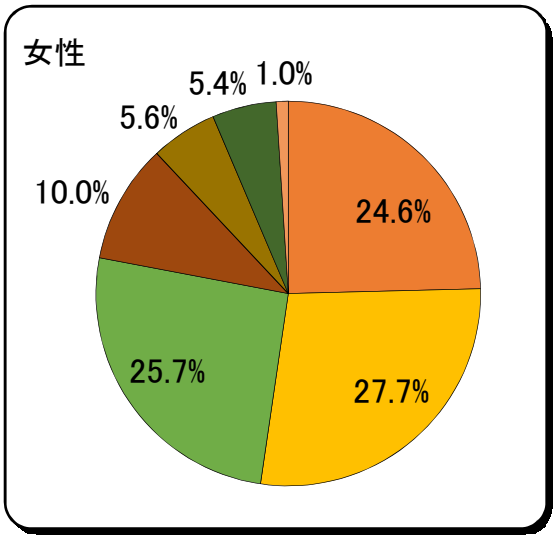

別表６　不法就労者の就労期間別推移

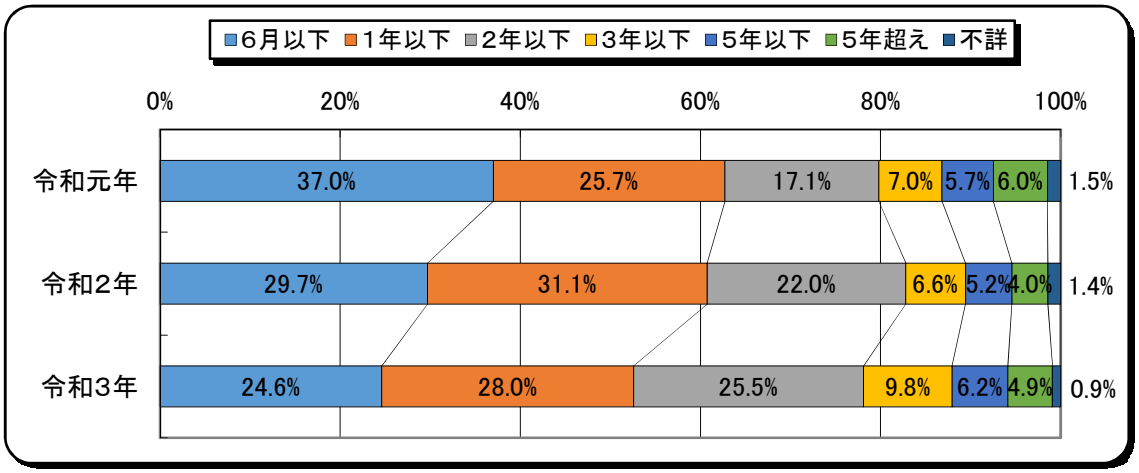

別表7　不法就労者の稼働場所別構成

単位（人）

		合計	男性	女性
総　数		**13,255**	**9,634**	**3,621**
1	千葉	2,064	1,525	539
2	茨城	1,973	1,299	674
3	埼玉	1,632	1,192	440
4	群馬	1,439	963	476
5	東京	1,287	992	295
6	愛知	1,265	892	373
7	大阪	587	473	114
8	神奈川	566	460	106
9	栃木	477	334	143
10	兵庫	258	221	37
11	長野	239	156	83
12	三重	183	152	31
13	福岡	171	143	28
14	静岡	142	90	52
15	岐阜	126	92	34
16	福島	67	59	8
17	山梨	66	45	21
18	京都	61	43	18
19	広島	60	51	9
20	宮城	42	35	7
21	滋賀	40	29	11
22	北海道	35	32	3
23	新潟	32	22	10
23	岡山	32	27	5
25	富山	26	23	3
26	熊本	23	15	8
27	福井	20	14	6
28	沖縄	19	14	5
29	青森	16	13	3
29	和歌山	16	14	2
31	山口	15	12	3
32	岩手	12	11	1
32	鹿児島	12	10	2
34	長崎	10	7	3
34	奈良	9	7	2
36	山形	8	7	1
36	石川	8	4	4
36	徳島	8	6	2
36	大分	8	6	2
40	香川	7	5	2
41	秋田	6	5	1
41	愛媛	6	5	1
43	鳥取	4	3	1
44	佐賀	3	3	0
45	高知	2	1	1
45	宮崎	2	1	1
47	島根	1	0	1
	不定	170	121	49

別表８　不法就労者の就労内容別構成

単位（人）

職種	建設作業者	農業従事者	工員	その他の労務作業者	飲食関連以外のサービス業従事者	飲食関連サービス業従事者	その他	総数
全　体	3,294	3,154	2,531	1,287	697	266	2,026	13,255

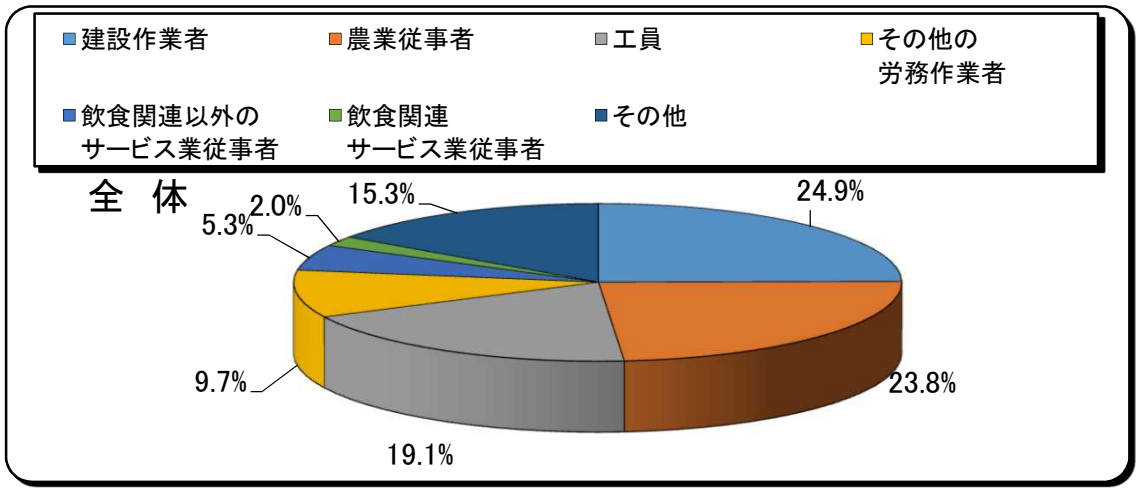

単位（人）

職種	建設作業者	農業従事者	工員	その他の労務作業者	飲食関連以外のサービス業従事者	運搬労務作業者	その他	総数
男　性	3,265	1,900	1,672	1,003	358	211	1,225	9,634

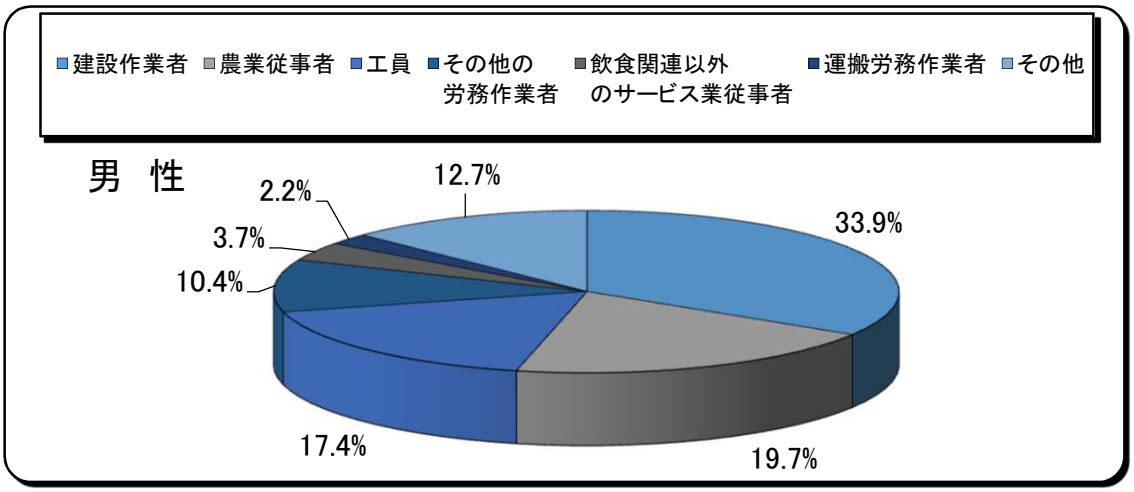

単位（人）

職種	農業従事者	工員	飲食関連以外のサービス業従事者	その他の労務作業者	飲食関連サービス業従事者	ホステス等接客業	その他	総数
女　性	1,254	859	339	284	142	132	611	3,621

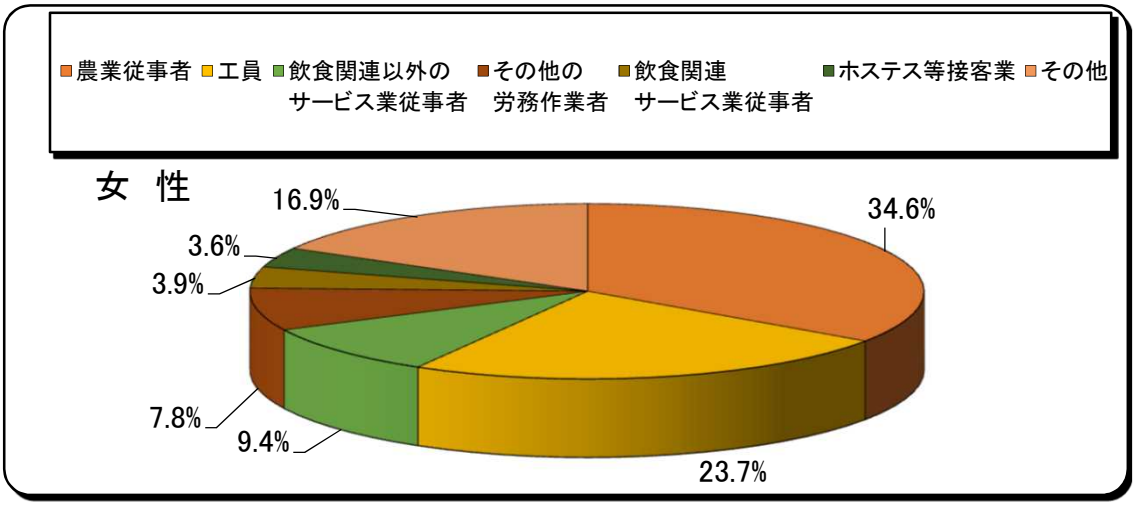

別表９　不法就労者の就労内容別の稼働場所構成

単位（人）

職種 稼働場所	総数	建設作業者	農業従事者	工員	その他の労務作業者	飲食関連以外のサービス業従事者	飲食関連サービス業従事者	その他
総　数	13,255	3,294	3,154	2,531	1,287	697	266	2,026
千　葉	2,064	510	577	368	208	98	31	272
茨　城	1,973	234	1,317	183	74	44	11	110
埼　玉	1,632	397	223	515	166	61	29	241
群　馬	1,439	223	333	539	113	87	9	135
東　京	1,287	387	50	98	165	132	98	357
愛　知	1,265	421	116	247	129	67	26	259
大　阪	587	211	21	76	123	39	14	103
神奈川	566	211	51	67	70	42	14	111
栃　木	477	85	121	139	48	24	5	55
兵　庫	258	112	8	66	29	10	1	32
その他	1,707	503	337	233	162	93	28	351

注）稼働場所は上位１０都府県

別表10　不法就労者の国籍・地域別の稼働場所構成

単位（人）

国籍・地域 稼働場所	総数	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	フィリピン	ネパール	韓国	スリランカ	モンゴル	ウズベキスタン	その他
総　数	13,255	7,845	2,425	975	678	480	176	118	98	90	68	302
千　葉	2,064	1,051	496	265	35	106	10	12	19	49	9	12
茨　城	1,973	760	404	422	264	36	6	8	18	7	2	46
埼　玉	1,632	1,178	274	37	19	52	18	13	1	3	13	24
群　馬	1,439	1,210	37	17	63	52	22	3	4	0	2	29
東　京	1,287	568	460	31	20	55	21	29	7	13	32	51
愛　知	1,265	801	160	9	140	50	39	3	11	2	1	49
大　阪	587	445	96	8	4	6	2	14	1	0	0	11
神 奈 川	566	227	227	25	10	22	8	13	10	6	3	15
栃　木	477	323	33	48	16	18	17	4	5	1	2	10
兵　庫	258	241	8	0	1	0	1	0	1	0	1	5
そ の 他	1,707	1,041	230	113	106	83	32	19	21	9	3	50

注）稼働場所は上位10都府県

別表１１　不法就労者の報酬（日額）別構成

単位（人）

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	516	2,939	6,476	2,561	127	225	411	13,255
男性	266	1,730	4,872	2,280	83	131	272	9,634
女性	250	1,209	1,604	281	44	94	139	3,621

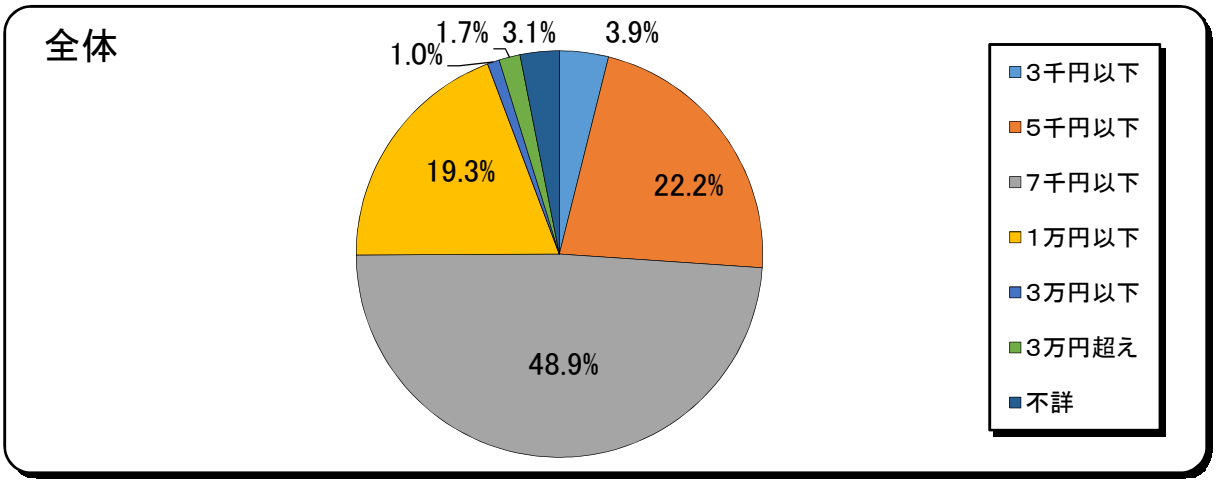

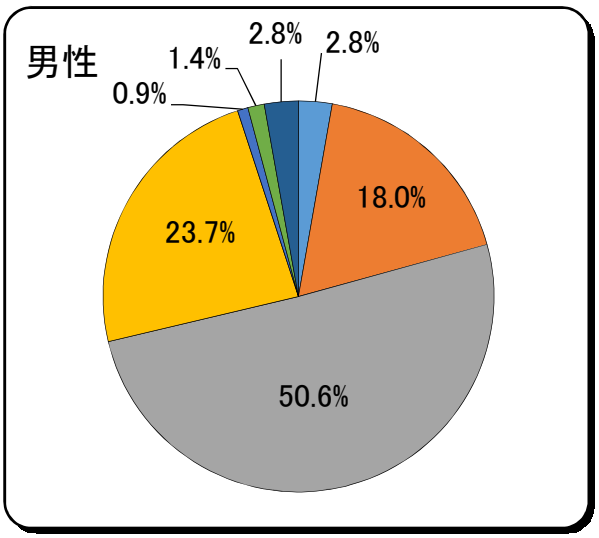

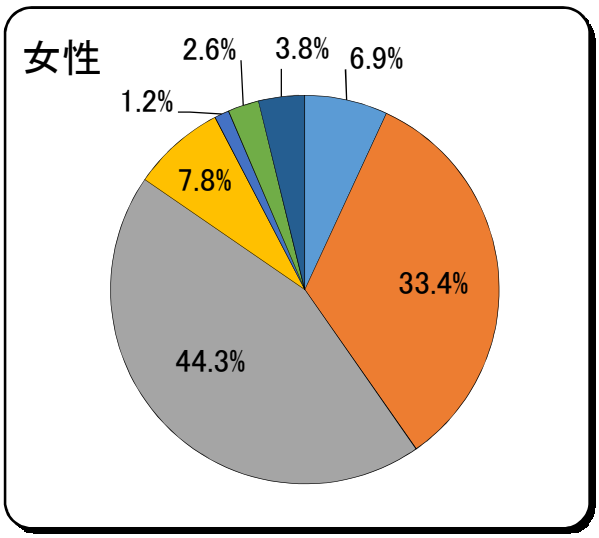
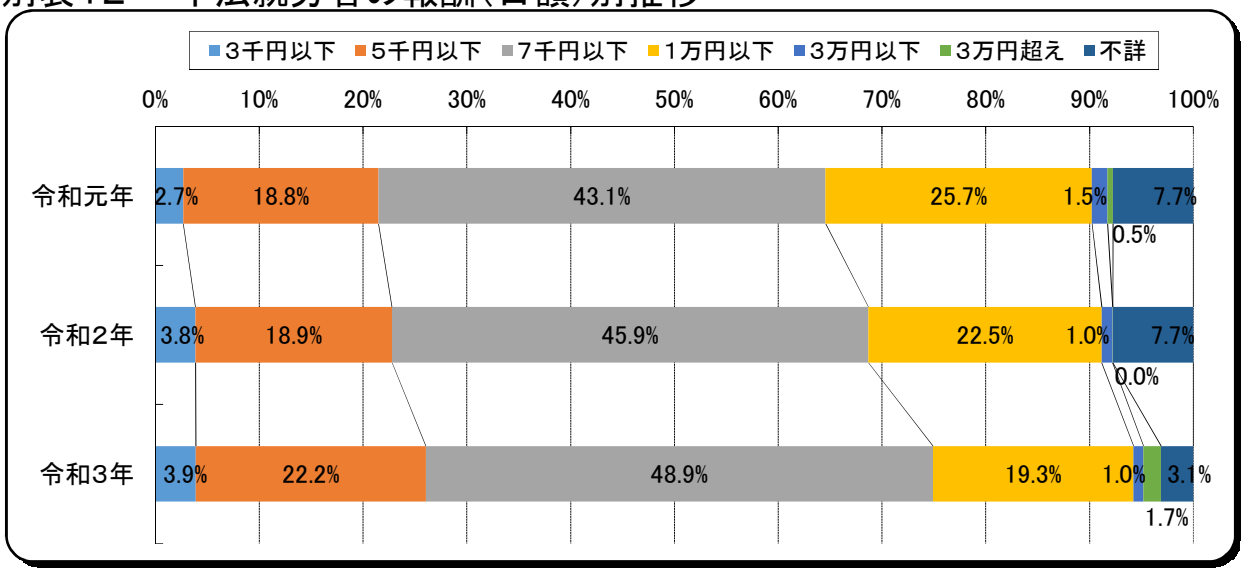
別表１２　不法就労者の報酬（日額）別推移